

登録種目分類表

(物品の売買、修繕及び製造の請負)

分類	登録種目		取扱品名等の例示
	番号	種目	
印刷 写真 広告	01-01	一般印刷	オフセット・フォーム・活版・特殊印刷、図面製作、写図、地図作成
	01-02	軽印刷	タイプ、電子複写
	01-03	封筒	一般・特殊印刷
	01-04	写真	DPE、カメラ、フィルム、映写機、映画フィルム、撮影機、航空写真
	01-05	複写	青写真、コピー、マイクロ写真
	01-06	広告、看板	広告、看板、表示板、標識
	01-07	印刷、写真、広告のその他	
事務用品	02-01	文具	文房具、事務用品
	02-02	事務用機器	映写機、小型印刷機、OA機器、ファクシミリ、自動販売機
	02-03	紙	連続用紙（ストックフォーム）、ダンボール、多量の用紙
	02-04	印章	ゴム印、印章、印判
	02-05	事務用品のその他	
機械器具	03-01	医療用機械器具	診察用・手術用・臨床用機械器具、検査用機械器具、補聴器、介護用品
	03-02	計測・理学機械器具	電気計測器、化学分析装置、材料試験機、公害測定機器、工学機械機器、工業計器、測量機器
	03-03	家電、視聴覚機器	台所電化製品、洗濯機、照明器具、通信用機器、ストーブ（ガス・石油用を含む）、テレビ、ステレオ、ビデオテープ
	03-04	工作用機械器具	旋盤、研削機、切断機、木工機械、電動工具、溶接機
	03-05	産業用機械器具	ポンプ、クレーンエンジン、自動車整備用機械、空調機、耕うん機、さく岩機、ブルドーザー、杭打機
	03-06	厨房機械器具	調理台、流し台、レンジ、ガス湯沸器、自動食器洗機、 生ごみ処理機
	03-07	消防機械器具	消防ホース、消防ポンプ、避難・救助器具、消火器（剤）、

			防災・防火用品
	03-08	機械器具のその他	
車両 船舶 航空機	04-01	自動車	乗用・貨物・軽・特殊自動車
	04-02	二輪、雑車	自動二輪車、原付自転車、自転車、運搬車
	04-03	自動車部品	部品、タイヤ、バッテリー、電装品、自動車用品
	04-04	自動車修理	
	04-05	船舶、航空機	船舶（総重量20トン未満）、ボート、航空機
	04-06	車両、船舶、航空機のその他	
家具 装飾	05-01	スチール家具	金庫、キャビネット、机、椅子、ロッカー、黒板
	05-02	木工家具	水屋、応接セット
	05-03	建具、畳	建具、表具、畳
	05-04	装飾、寝具	じゅうたん、カーテン、ブラインド、どん帳、暗幕、寝具、タオル、肌着
	05-05	家具・装飾のその他	
縫製	06-01	衣料品	制服、作業服、白衣、帽子
	06-02	皮革・ゴム・ビニール製品	靴、かばん、手袋、雨衣、傘
	06-03	帆布	テント、シート
	06-04	縫製その他	
薬品	07-01	医療用薬品	医家向薬品、家庭薬、衛生材料、医療用酸素
	07-02	防疫・農業用薬品	殺虫剤、殺そ剤、農薬、動物用薬品
	07-03	工業薬品	硫酸、脱臭剤、試薬、工業用ガス、酸素、清缶剤
	07-04	薬品のその他	
燃料	08-01	石油製品	ガソリン、重油、軽油、灯油、潤滑油
	08-02	ガス、固定燃料	LPG、LNG、石炭、木炭、薪
	08-03	燃料のその他	
教育用品	09-01	学校教材具	学校・保育用教材、教育機器、遊具
	09-02	図書	図書、図書用備品
	09-03	運動具	運動用具、運動器具、運動着
	09-04	楽器	楽器、楽譜
	09-05	教育用品のその他	
建材	10-01	土石・二次製品	砂、砂利、真砂土、赤土、レンガ
	10-02	セメント・二次製品	セメント、コンクリート、コンクリートブロック、下水道用製品、杭、石灰
	10-03	木材	木材、竹材、合板、丸太
	10-04	鉄鋼	鋼材、パイプ、ワイヤーロープ、パイプ足場、グレーチング
	10-05	樹脂、ガラス	塩ビ、プラスチック管、ガラス
	10-06	塗料	
	10-07	建材のその他	

動植物	11-01	動物、植物	動物、植物、飼料、肥料、飼育機材、園芸資材
	11-02	動植物のその他	
食品	12-01	食品	茶、菓子、酒・飲物類、給食材料、果物、弁当
雑貨・百貨	13-01	時計、装身具	
	13-02	記念品	バッジ、カップ、トロフィー、楯、ネームプレート、ワッペン
	13-03	娯楽用品	囲碁、将棋、オセロ、玩具、トランプ
	13-04	荒物、雑貨	家庭用金物、陶磁器、清掃用具、工具
	13-05	百貨店、総合商社	注) 申請は、百貨店又は総合商社に限ります。この場合、他の登録種目には申請できません。
	13-06	雑貨、百貨のその他	
	14-01	不用品の売払い	自動車、自転車、船舶、鉄屑、非鉄屑、紙屑
	15-01	その他	いずれの分類にも属さないもの
	16-01	電力供給	小売電気事業者に限る。

(物品の借入れ)

登録種目		取扱品名等の例示
番号	種目	
20-01	コンピュータ機器・システム	コンピュータ機器、システム
20-02	コンピュータ機器以外の機械器具	事務用機器、医療用機械器具、計測・理学機械器具、家電・視聴覚機器、産業用機械器具、厨房機械器具
20-03	車両・船舶	バス、乗用車、船舶
20-04	仮設建物（物品に限る）	仮設ハウス、仮設トイレ、テント
20-05	家具・装飾	家具、寝具
20-06	園芸用品	観葉植物
20-07	その他	チャイルドシート

(施設維持管理業務を除く役務)

登録種目		取扱業務区分	
番号	種目	区分番号	取扱業務名
30-01	検査・測定	01	大気検査
		02	水質検査
		03	土壌分析
		04	騒音測定
		05	理化学検査
		06	臨床検査
		07	ダイオキシン類測定
		08	作業環境測定
		99	その他
30-02	調査・研究	01	景観調査
		02	交通量調査
		03	耐震調査
		04	河川調査
		05	市場調査
		06	世論調査
		07	大気汚染調査
		08	電波障害調査
		99	その他
30-03	計画策定	01	計画策定（プロポーザル、コンペ方式等）
		99	その他
30-04	広報・宣伝	01	テレビ・ラジオ・新聞等による広報
		02	映画・ビデオ・スライド等の製作
		03	パンフレット・ポスター等の製作・配布
		04	看板・のぼり等の作製・設置
		05	選挙用ポスター掲示場の作製・設置
		06	新聞折込み
		99	その他
30-05	催事・展示	01	イベントの企画・運営
		02	会場設営
		03	展示物の作製
		04	音響・証明機器等の操作
		99	その他
30-06	情報処理（コンピュータ関連）	01	システムの開発・運用
		02	データ入力
		03	データ処理
		04	情報技術者等の派遣

		05 99	コンピュータ及びシステムの保守点検 その他
30-07	建物付属設備、機械設備（施設維持管理業務に掲げているものを除く。）の保守点検・運転管理	01 02 03 04 05 06 07 08 99	エレベータの保守点検 電話設備の保守点検 給排水設備の保守点検 ボイラーの保守点検・運転管理 ポンプの保守点検・運転管理 冷却機の保守点検・運転 クレーンの保守点検 コンベアの保守点検 その他
30-08	機械器具（建物付属設備、機械設備を除く。）の保守点検	01 02 03 04 99	事務用機器（コンピュータを除く） 医療用機械器具の保守点検 計測・理学機械器具の保守点検 工作用機械器具の保守点検 その他
30-09	道路・公園等の維持管理	01 02 03 04 05 06 07 99	除草 樹木の剪定・散水・害虫駆除 道路・公園の清掃 道路区画線設置 路上違反看板等の除去 道路パトロール 街路灯・照明灯の保守・修理 その他
30-10	河川・下水道等の維持管理	01 02 03 04 05 99	下水管きよの清掃 調整池・沈砂池の清掃 河川・用水路のしゅんせつ 樋門の点検操作 下水道管テレビカメラ調査 その他
30-11	運送・保管	01 02 03 99	貨物運送 旅客運送 倉庫保管 その他
30-12	廃棄物の収集・運搬・処理、浄化槽の清掃・保守点検	01 02 03 04 99	一般廃棄物の収集・運搬・処理 産業廃棄物の収集・運搬・処理 浄化槽の清掃 浄化槽の保守点検 その他
30-13	クリーニング		

30-14	司法書士、土地家屋調査士への依頼	01	司法書士への依頼
		02	土地家屋調査士への依頼
30-15	その他	01	受付
		02	翻訳・通訳
		03	会議録作成
		04	行政区内昆虫駆除
		05	駐輪場の整理指導
		06	発送代行（封入・封緘を含む。）
		07	給食
		99	その他

(施設維持管理業務)

登録種目		内 容
番号	種目	
51	建築物清掃	建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和45年法律第20号)第12条の2第1項第1号の業務
52	建築物空気環境測定	同上第2号の業務
53	建築物飲料水水質検査	同上第4号の業務
54	建築物飲料水貯水槽清掃	同上第5号の業務
55	建築物ねずみこん虫等防除	同上第7号の業務
56	常駐警備	警備業法(昭和47年法律第117号)第2条第1項の業務
57	冷暖房設備等の運転管理(常駐)	常駐して行う庁舎等の冷暖房設備等の運転管理業務
58	自家用電気工作物の保守点検	庁舎等の自家用電気工作物の保守点検業務
59	消防用設備の保守点検	庁舎等の消防用設備の保守点検業務
60	電話交換	庁舎などにおける電話交換業務
61	機械警備	警備業法第2条第5項の業務